

官報

号外 昭和二十五年四月二日

第七回 参議院會議錄第三十六号

昭和二十五年四月一日(土曜日)午後一時五十分開議

議事日程 第三十四号

昭和二十五年四月一日

午後一時開議

第一 最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙

第二 広島県大林村に簡易郵便局設置の請願 (委員長報告)

第三 郡山市に通信病院または分院設置の請願 (委員長報告)

第四 郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願 (委員長報告)

第五 須賀川町須賀川郵便局舎等の敷地買上げに関する請願 (委員長報告)

第六 山形県十六合村に無集配郵便局新設の請願 (委員長報告)

第七 郡山市に郵政健康管理特別局設置の請願 (委員長報告)

第八 国立宮城療養所構内に無集配郵便局設置の請願 (委員長報告)

第九 栃木県落合村に特定郵便局新設の請願 (委員長報告)

第一〇 福島県小野新町駅前に簡易郵便局新設の請願 (委員長報告)

第一一 栃木県北高根沢村に簡易郵便局設置の請願 (委員長報告)

第二二 福島県三和郵便局の集配事務開始に関する請願 (委員長報告)

第二三 山形県東根温泉に郵便局設置の請願 (委員長報告)

第二四 鹿兒島県伊崎田簡易郵便局の昇格に関する請願 (委員長報告)

第二五 簡易生命保険および郵便年金積立金運用再開に関する請願 (委員長報告)

第二六 簡易郵便局の振替事務取扱に関する陳情 (委員長報告)

第二七 阿寒国立公園記念切手発行に関する陳情 (委員長報告)

○議長(佐藤武吉) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る三月三十一日内閣から左の議案を提出した。

医療法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

株式の名義書換に関する法律案

水産資源枯渇防止法案

家畜改良増殖法案

同日議長は予備審査のための左の内閣送付案を委員会に付託した。

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案 農林委員会に付託

土地台帳法等の一部を改正する法律案 法務委員会に付託

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。

精神衛生法案(中山壽彦君外十四名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

賠償行政臨時設置法の一部を改正する法律案

同日可決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

同日修正議決した左の内閣提出案は即日これを衆議院に送付した。

学校教育法の一部を改正する法律案

図書館法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を議決した旨衆議院に通知した。

千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する條約、関税表刊行のための国際事務局を設立する條約の実施規則及び署名調書を修正する議定書を承認することについて承認を求めるの件

同日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有価証券移転税法を廃止する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法案

解散団体財産収入金特別会計法案

国庫出納金等端数計算法案

肥料配給公団令の一部を改正する法律案

油糧配給公団法の一部を改正する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案

連合国軍人等住宅公社法案

地方税法の一部を改正する等の法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

不正競争防止法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法案

酒税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

所得税法等の改正に伴う関係法令の整理に関する法律案

災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

国税徴収法の一部を改正する法律案

国税犯則罰法の一部を改正する法律案

国税の延滞金等の特例に関する法律案

輸出信用保険特別会計法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国家公務員法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和二十二年一般会計歳入歳出決算、昭和二十二年特別会計歳入歳出決算

同日衆議院から本院の送付した左の内閣提出案は同日院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

六〇七

官報号外 昭和二十五年四月二日 参議院會議錄第三十六号 議長報告

昭和二十五年三月三十一日 第三回郵便物認可

ても空白の状態である。これは政府の責任が非常に重大である。そこで、伝えるところによれば、政府はこの事態を收拾するためにポツダム政令を行おうとする、こういうことがあるのであつて、国会の開会中において、すでに国会の意思表示が確定しておる場合に、苟くも政令を以てその行おうとするものが、そのことが真実であるとするならば、議院政治の否認、こう申しても過言でない行動であると思う。勿論、現政府はこれまでたび／＼法律を蹂躪し、議院政治を否認しておるかの、とき行動をたび／＼やつておるのであるから、或いは今回もそのような舉に出ずることは日常茶飯事のこのように考えられておるかも知れませんけれども、併しこれは我々は国民と共に非常な憂うところである。政府は、伝うるうちに、この給與法廃案の結果、最高司令官に対して覚書を要請したという事案があるのかどうか、この点を一つ伺ひたいのであります。そうしてその要請をしたとしたならば、その結果はどういうことに相成つたかを伺ひたい。

次には、恐らく政府はこのような給與の根柢がなくなつた責任を感じて、私ならば政府はやめなければならぬと思ふのでありますけれども、尙い／＼理窟を付けてこの政府はやつて行くんであるかと考えますが、その際において、給與を完全に支拂うということのために新たな法律を作らなければならぬと思ふのであります。そして、その法律が従来の新給與実施に関する法律と同一のものであるならば、これは国会に提出するといふことが、

いわゆる同じことを再び審議を求めるといふことになり、不再理の原則に反するところであるが、これは以前から一つの慣習法とも言うべきものになつてゐる。この場合、政府はこの点についてはどういうふうなお考えを持つておられるか、これを承ねます。若しも従来と違つた法律の内容を持つたものを提案するとするならば、それは人事院勧告通りにするか、或いはどういふふうにするか、その内容について承ねたいと思ふのであります。恐らく政府は承ねるからの手においてこの事態を收拾するといふ能力はもうありますまい。多致の輿論を待たずとも考えられる。その場合において、すでに参議院は参議院の性格に鑑み、慎重な理性の判断によつて、つい昨日この議場において決定した事実を政府は如何に考えられるか。政府の態度をいさしましては、我が参議院を子供扱いにしてゐる。参議院を軽蔑する甚だしきものである。この参議院においてあの法律を修正いたしたあの現実を率直に認める、これが国民の意見であるといふことを考えたならば、よもや多致の輿論を待んでも同一な内容の法律案は提案されないと私は考へるのであるが、若しもさういふ事態が起きたとするならば、私は参議院の体面の上においても由々しき問題だと考へるのであります。政府はこの点について如何なる所見を持つておられるか、これを承ねるわけでありませう。

第三点には、ベース改訂をして貰いたい、国鉄の中裁委裁定を完全に実施して貰いたい、こういう声が澎湃と起きているばかりでなく、これらの人々はこの国会の行動に対しては至大な関心を持つてゐるのであります。その結果、本院に対して、これが請願、要請のために参つてゐるのであります。この要請、陳情のために参つておるのに対して、昨日多数の警官を動員いたしまして、これら陳情者に対して暴行を加へておる。それは国鉄の或る中閣の一人に対して警官が棍棒を以て、引摺り込んで、棍棒を以て十数回も殴打をして、さうして負傷をせしめておる。この警官の行動の是非は暫らくおきまして、私は思ひ起す、一九〇五年、ベトログラードにおいてガボン僧正が請願のために宮城に労働組合の多数を連れ参つたときに、この請願に答へたものは機銃の掃射の弾丸であつたのである。當時、宮城のぐるりはこれら請願者の鮮血によつて血河の状態を呈したのである。それ以来のことは賢明な諸君はすでに御承知でありませう。人民の請願の声を警官隊の威力によつてこれを押付けるといふ行動は、正しい政治の運営において私は……内閣の諸公はどう考へておるか。幸ひにして我が国の労働者諸君は、一九〇五年のロシアのそれは違つた意識の水準を持つておるが故に、或いは同一の結果が起きないであらうけれども、併しなから相手が無智であり、暴虐であり、横暴であるならば、結果の如何は予測することはできませんのみならず、我々は飽くまでもドッジ・ラインの修正、資本家擁護のためのこの二十五年度予算に対して、これを突破するのはただ一つベース改訂あるのみという確信を持つて闘つており、この予算委員

会の我々の闘ひは政府諸公すでに御承知の通りであらう。而も政府は理不盡ないろ／＼の口実を設けてこれを阻止しようとしておるのであります。我々は今一步踏み込めば必ずやこの予算を粉碎することはできる確信を持つておる。かかる際において、我々野党の前に何たることぞ、陳情者の暴行に備へて、昨晩のごとき、晝から夜にかけて数百の警官隊を以て本院の内外を埋めておる状態である。私共政府に対して闘つておる者から見れば、正にかかる警官隊の威圧はひし／＼と身にこたえておるものであります。現内閣はみづからの悪政を敢行せんがために、而もこの警官隊は、昔ならば兵力を以てでこの国会を威圧せんとするのである。私は敢えて政府に、議員国務相にいはゆる国会法第百五十五條に基き正當なる議長の要請によつて内閣はこれを派遣したものであるか。若し議長の要請であつたならば、警官隊の数は幾らであつて、その目的は何に使うといふことを内閣が決めて、さうしてここに派遣したものであるか。夥しい警官隊の若干の者は酒気を帯びておるのである。私はこの事態を起した政府の責任を追及しなければならぬ。(その通り)と呼ぶ者あり)曾て現内閣はすでに法律を無視して政務次官を任命したのである。さうして又国鉄裁定を実施しないといふことも、又憲法違反の疑ひは濃厚である。農林省の次官更迭において今又かかる事態——前科幾犯なるかを知らない。真に日本を民主国にしようとする意図が毫末も我々には見ることができないのである。

〔「ない／＼」と呼ぶ者あり〕かかる状態を惹起して、尙、現内閣は安閑としてその席に留まるという考えを持つてゐるから、私は敢えて總理大臣にこれが所見を承ねたいのであるが、本日は来ておられないから、これに代る者から、正に代る者から、私は明確に答弁を承ねたいのであります。(「徒らに声を大きくしてゐるだけだ」「野外演説か、しつかりやれ」「泣いちゃ困るよ」と呼ぶ者あり)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

公務員の給與の支給に関する法律が昨日廃案となりましたので、公務員に對します給與の支拂の根柢がなくなつたのであります。併し我々として、支拂の根柢法がなくなつたからといつて、公務員に給與を支拂わないといふわけには参りません。(「當り前だと呼ぶ者あり」)従ひまして、只今根柢法になるべきものを制定しなければならぬと考慮いたしておるのであります。不日何かの形で根柢法が制定できることと思ふのであります。尙、輿論に於いて給與ベースを変更する意思はないかといふお話でございますが、先程来申上げておりますように、只今公務員の給與ベースを変更する意思はございません。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
國務大臣(池田勇人君) 総司令官にメモランダムを出すように頼んだかどうか、さうなことは頼んでおりませう。ポツダム政令を出す考えは只今ございせん。ポツダム政令は總司令官のお話があれば出しますけれども、そのお話のない前にポツダム政令を出すといふ考えはありません。

それから法律案を、同じものを出したのでは、一事不再理の原則に反するではないかというお話のようでありましたが、昨日廃案になりました法律案は、当時有効であつたのであります。が、当時有効であつた新給與法の効力を延長するためにその一部を改正するもの、こういうのに対して、今後制定せられます法律案は、全く白紙の上に新立法をするものでありまして、その性質は全然別であると考へます。従つて一事不再理の原則に反するとは毛頭考へておりません。

〔國務大臣(議員三君)登壇〕

○國務大臣(議員三君) 答へいたします。

議院の中におきましては、議長がすべて指揮することになつております。いわゆる指示を待つて臨むわけであり、議長から請求があれば、各院におきまして請求があるならば、警視庁がその配下に属することになつております。従つて政府においてはこれに關與しないことになつております。

又、昨日におきましてのデモにつきましては、いろいろ面会の形をとつて、丁度衆議院でやりましたと同じように、ああいうことになるのじやないかということも聞きましていただいても、これは法律上から聞いたわけじやないのであります。従つて私共はあれには關與いたさなかつた次第であります。その結果につきましては、事後においてどうなつたかということをお聞きしておるような始末でありまして、今のところでは私共は關係しておりません。政府は關係しておりません。(はつきりしないね「何にもはつきりしない」と呼ぶ者あり)

〔板野勝次君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤寅次郎) 板野勝次君。

○板野勝次君 私はこの際、政府職員給與実施法の一部改正案の廃案に関する政府の責任と善後措置について、緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○鈴木一君 只今の板野議員の動議に對して賛成いたします。

○議長(佐藤寅次郎) 板野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤寅次郎) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。板野勝次君。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 私は共産党を代表いたしまして、政府職員給與実施法の一部改正案の廃案に関する政府の責任と善後措置について緊急質問を試みるものであります。

昨日から今朝にかけての国会の動きの中には、私達国会議員にも又国民の多数にも、果してこの国会に自主性があつたかどうかというのを疑わしめ、且つ政府がしばしばその自主性を強調しながら、その自主性を主張し、放言して来、又政府みずからその自主性を放棄の責任を国会に転嫁しようとする努力の跡が見られますことは、国民と共に我々の深く遺憾としておるところであります。(拍手)併しながら参議院におきましては、我々の一切の給與に関する問題の審議に當つた任務はすでに完了したものと私は断定するものであります。同一のことを再び

国会において取上げるべきものではないと私は確信いたします。そこで現内閣は今日まで何一つ労働者に対する対策を立てて来ていない。立てて来ていゝものは、労働者が飢饉線上を彷徨するやうな政策を頭として実施して来ておるといふ以外に、政策は何も見出すことができないのであります。全官公労働者の意思に反してその低賃金を一年間据置こうとするところの法案は、昨日、全野党の反対に會ひまして廃案となりましたことは今更申すまでもないのであります。木下君もすでに指摘いたしましたごとく、このために今日から政府職員給與は法律上完全に空白の状態となつた。政府はこれに對して如何なる責任と善後措置をとらうと考へてゐるのか。元來公務員の給與は、国家公務員法の規定ですべて法律で定めるところになつてゐる。この空白状態が続けば、たとへば予算案が成立いたしましたとしても公務員には懸一文も支拂ふことができなくなつてしまつたのであります。政府職員、全官公労働者は飢えて死んでも構はないという。政府の賃金を粗末に扱ふ態度こそ、政府の腐敗たるはたして倒れるまで、労働者を奴隷扱いにして倒れるまで、こき使うという政府の賃金政策、労働政策こそ、自主性のない吉田内閣の賃金政策、労働政策ではないでしようか。而も政府は応急措置として、再び同じ内容を持つたところの法案をもう一度出すという処置にでも出ようとするのであります。これは明らかに憲法を無視し、国会を無視した措置であります。(その通りと呼ぶ者あり)

而も政府は、聞くところによりま

と、衆議院において議員提出という形で急場凌ぎをやつて行つて、これを解決しようとするやに聞いているのであります。果してそれが事実かどうか。併し少くとも昨日における全野党の態度が若し変らないといひますならば、この点は実に重要であります。

〔その通りと呼ぶ者あり〕若しこの態度にして、全野党の諸君の態度が微動たも変らないといひますならば、若し政府が一事不再理の原則を破つて議員提出の形で押付けて来ようとも、この参議院が、言われておること、この参議院の權威をみずから保持する能力を持つておるとするならば——私は持つておると確信するのであります。そのういたしますならば、再び姿を変えて参りましたこの法案が、再びこの参議院において否決されたならばどうなる。或いは修正された場合には果して政府はどのような措置を講ぜられるのか。この場合予想されるものは、吉田内閣が今までとつて参りましたところの常套手段はただ一つしかないものであります。その頼るべき一本の手綱は当然ポツダム政令を予想するより外ないであります。政府は果してその場合においてポツダム政令を出すように総司令部に懇請する意思を持つておるか。国会開会中にポツダム政令の形式を以て出すといふことは、明らかに憲法を無視し、国会を無視した態度であります。この開会中に、而も国会において廃案となつたものを再び無視してこれを提出して来ることは、明らかに憲法を無視し、国会を無視した態度であるが、併し止むを得ない場合にはそのような措置をおとりに

なるかどうか。このように一事不再理の原則を破り、憲法、国会をも無視してポツダム政令を押し付けることこそ、完全にファシヨ的な政治であり、ここに吉田内閣の本質が窺われるのであります。果してそのような措置をとるつもりかどうか。この吉田内閣の政策破綻は、單に労働政策に止まらないのであります。或いは労働政策は破綻してゐないかと労働大臣は強弁するかも知れないのでありますけれども、国会外における労働者諸君の聲は、明らかに吉田内閣の労働政策、賃金政策に對して大なる不満を持つております。而もこの事實は木下君も指摘いたしましたごとく、昨日の全官公庁諸君の国会内における行動によつてすでに政府は身を以て體驗しておられるに違ひない。而もこれに對して警察官を動員して負傷者を出さしめる、これ以外には政策を持つてゐない。それなればこそ、吉田内閣の労働政策といふものが、警察官を動員して圧迫しなければならぬ程、その生活を無視しておるという事実の中にその破綻を示しておるのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

併しながらこの破綻は、ただに労働政策のみではないのであります。私はしばしば申しましたから重ねてこゝでは申しません。併し中小企業の対策にいたしまして、農民の対策にいたしまして、証券対策にいたしまして、貿易対策にいたしまして、何一つ吉田内閣において成功したものはないではありませんか。(ノー、何もないと呼ぶ者あり)若しあると云うならば、積極的にこのやうな事情になつて吉田内閣の政策が成功しておると

いふ具体的な事実を示して頂きたい。
(「そうだ」と呼ぶ者あり)若し成功
しておるものありといたしますなら
ば、労働者を弾圧するこの政策に成功
し、中小商工業者を倒産の運命に陥れ
るこの政策を成功させて、これに成功し
ようとして来ておること、(「その通り」
と呼ぶ者あり)外国から沢山の食糧を
輸入することによつて食糧の洪水を引
き入れて来て、我が国の農村を破壊せ
んとするこの政策を成功させようとし
る以外にはないではありませんか。
(「もう少し研究して来て質問しろ」と
呼ぶ者あり)こうした破綻を持つてお
る吉田内閣は、この破綻して来ておる
政策を押し進めて行くためには、ただ
ファシズムの性格を露骨に現わして行
くより外ないのであります。そうして
この給與問題に至つて遂にその止めが
刺されております。吉田内閣はこの給
與問題の政治上の責任を痛感して本
当に退陣する意思があらくなるかど
うか。(「さつぱりない」と呼ぶ者あり)
労働大臣はこの賃金政策、労働対策
の破綻を現実の前に見せ付けられて、
そうしてその政策を少しでも転換しよ
うとする良心を持つておられるかどう
か。我々日本共産党は、何はさておい
ても即時生活を保障するところの最低
賃金制の実現のために闘つて来、今も
尚闘つておりますが、取敢えず当面最
低の線として全官公の労働者諸君が一
致した要求でありますところの九千七
百円を支持するものであります。これ
の実現なくしては労働者の当面する生
活を乗り切つて行くことはできないの
であります、重ねて政府の所信を聞
きたいのでございます。

最後に、政府の曖昧なる答弁を求め
ておるのではないのであります、率
直明快なる答弁を求めます。故に、
今まで質問いたしましたその中から更
に範圍を限定して、そうして政府に質
問の要点を明らかにして置きたいと思
います。(「何でも答弁してやるよ」と
呼ぶ者あり)

第一は、先程大蔵大臣は、公務員の
給與に関する法律案が提案となつた、
根拠法がなくなつた、併し公務員には
金を支拂わなければならない。誠にそ
の通りであります、支拂う意思まで
估れていないということだけは分つた
のでありますけれども、併しその制定
しなければならぬというその法案の
内容は、一体どのような内容を持つた
ものか。併し給與ベース改訂の意思が
ないというのならば、一事不合理的原
則からいたしまして、どのような機
装を纏らして再びこの給與ベースを、
同一のものをどのように換骨奪胎して
出されようとしておるのか、これに対
する明快なる答弁を聞きたいのであり
ます。
更に法務総裁に聞きたいのでありま
す。(「時間を見ろ」と呼ぶ者あり)心配
しなくてもよろしい。お政令につきま
しては、總司令部には頼んでいな
い、政令を出す考えはないと言われま
した。而も一事不合理的原則に反しは
しないといふことも言われた。この法
案は当時有効であつたが、効力延長で
一部改正だ、全く白紙の新立法を出す
のだと言われたが、白紙の新立法と
は如何なる内容のものかどうか。弁慶
の勤進帳でもお読みになるつもりかど
うか。この白紙の新立法というのは初

めて聞いたのであります、如何なる
内容を持つておるものであるかどう
かを率直に答弁して頂きたいのであり
ます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)

更に議員閣務大臣の答弁の中から見
るものは、議會における警察権は議長
が持つておるから關與しないといふこ
を言われたように思ふ。併しながら議
會以外における政府の勤務大衆に対す
る従来の彈圧の状況から見、議員閣
務大臣も知つておられるだろう。税金
をまけて貰わなければならないからと
いつて税務署を取巻くところの民衆に
對して彈圧を加えて来ておる。これは
果して國會内における議長の權限であ
りましようか。決してそうではない。吉
田内閣の彈圧政策がここに現われて来
ておるではないか。いろいろ民衆の
運動に對して彈圧を加えておる。この
彈圧が國會内にも更に及ぼして来て、
昨晩における不祥なる事態を起したの
であります。而も生活に困窮しておる
者がその生活の改善を図らんがために
大衆的な行動をとるのに対して、再び
昨日のような状態を繰返して、地方に
おける民衆の彈圧を更にこの上を行す
る意思であるのかどうか、このことを
聞きたいのであります。

る明快なる答弁を求めたいのでありま
す。(「二人く聞け、大臣に」と呼ぶ
者あり)

(國務大臣増田甲子七君登壇、拍
手)

○國務大臣(増田甲子七君) 板野さん
にお答え申し上げます。

政府においては、給與に関する根拠
法規が昨日を以て効力を失つたといふ
ことにつきましては、先程大蔵大臣か
ら御答弁申し上げたことと、もとよ
り給與は、法規がなくなりまして、或
いはあります、予算所定の俸給は
完全にこれを支給したいといふこと
とは考えております。これについて絶
對に無責任な考えは持つていないこと
は、先程大蔵大臣が御答弁いたしました通
りであります。従ひまして俸給の支拂
の前提をなす各種の法令につきましては、
は、それ／＼憲法所定の諸機關におい
て発案して頂く何なり配慮あらん
ことを切に政府として実は熱望いたし
ております。立法といたしましては、
決して一事不合理的とは考えておりま
せん。先程法務総裁も明確に御答弁申上
げたことと、すでに法律のないところ
に新らしく立法するといふことは、一
事不合理的では絕對にないのでありま
す。(「明確なる説だ」と呼ぶ者あり)
それから吉田内閣においては、各種の
經濟政策或いは産業政策等において美
施に移したものはないといふお話で
ございまして、我々のすでに実施いた
しました公約なり政策なりを列挙いた
すと、時間が相当かかりますから、こ
の際には省略いたしますが、枚挙に遑
のない程、公約なり政策は誠意を以て
実施に移しております。

それから労働政策について自信がな
いから退陣せよという御質問にお答え
申し上げます。これは労働方面について
精通していらつしやる板野さんのお言
葉とも思えないのでございまして、皆
さん御承知のごとく、關係主務大臣に
おいて大いに努力いたしました、先般
の日鉄争議も円満に妥結に到達いたし
ました。又全鐵山争議も円満に妥結い
たしました。それ／＼相當の労働條件
の維持改善という結果を招来したその
結果、円満なる妥結に到達いたしまし
たのでございまして、決して抑圧的手
段をとつた結果ではございません。

(「政府がやつたのか」「力に負けたん
だ」と呼ぶ者あり)電産争議も御承知の
ごとく相當に給與ベースをアップいた
しまして、即ち労働條件の改善をいた
しました結果、円満に妥結に到達いた
しました。(「政府がやつたのか」と
呼ぶ者あり)かくのごとく、それ／＼
労働政策については主務大臣におい
て大いに努力をし、その成果は着々現わ
れておるのであります、政府といた
しましては退陣というがございましては
毛頭考へたこととはございません。(拍
手)

(國務大臣池田勇人君登壇、拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 板野さんの
御質問に對しましては、先程の増田閣
務大臣或いは法務総裁の御答弁で十分
であらうと思ひますので、私からはお
答え申上げる必要はないと思ひます。

次にこの機会を借りまして、先般吉
川議員が私に對して御質問に相成りま
した予算案審議に際して關係法規の提
出が遅れたり、或いは提出がなかつた

でいろ／＼主張をいたすのに対しては決して弾圧を加えるべからずということを申しておるような次第であります。只今においては市警の方に對して命令を下さないことになつておりますけれども、併し注意は喚起しておりますような次第であります。

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕

○國務大臣(鈴木正文君) 私に對する只今の御質問は、全く小澤大臣或いは法務總裁のと同様でございます。政府の見解に差異があるわけはないのであります。而大臣の答弁を以て私の考えと御了承願います。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、最高裁判所、裁判官国民審査管理委員の選挙。昨年十一月二十八日最高裁判所裁判官国民審査管理委員会の委員堀真琴君が委員を辞任いたしました。つきましては、これよりその委員の補欠選挙を行います。

○石原幹市郎君 只今の最高裁判所裁判官国民審査管理委員の補欠選挙は、成規の手続を省略して、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○大隈信幸君 只今の動議に賛成いたします。

○議長(佐藤尚武君) 石原君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、その補欠として佐々木良作君を最高裁判所裁判官国民審査管理委員に指名いたします。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二より第十五までの請願及び日程第十六、第十七の陳情を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。郵政委員長水久保基作君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

〔水久保基作君登壇、拍手〕

○水久保基作君 只今議題となりました請願及び陳情につきまして、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

広島県大林村に簡易郵便局設置の請願、郡山市に通信病院又は分院設置の請願、郡山市に郵政省地方簡易保険局新設の請願、福島県須賀川町須賀川郵便局舎等の敷地買上に関する請願、山形県十六合村に無集配郵便局新設の請願、郡山市に郵政健康管理局特別局設置の請願、国立宮城療養所構内に無集配郵便局設置の請願、栃木県落合村に特定郵便局新設の請願、福島県小野新町駅前簡易郵便局新設の請願、栃木県北高根沢村に簡易郵便局設置の請願、福島県三和郵便局の集配事務開始に関する請願、山形県東根温泉に郵便局設置の請願、鹿兒島県伊崎田簡易郵便局の昇格に関する請願、簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願、以上諸請願十四件、簡易郵便局の振替貯金事務取扱に関する陳情、阿蘇国立公園記念切手発行に関する陳情、以上陳情二件、各請願陳情とも、関係市町村における郵便局その他郵政官署の新

設若しくは昇格又は郵政省の特別措置を要するものであり、又簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願は、すでに同一趣旨の多致請願が採択されており、第五国会においては、本院及び衆議院においてすでに決議したる案件でありますから、審査の結果、委員会はいずれも願意を妥當と認め、これを採択し、議院の會議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。右御報告申し上げます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は採択し、内閣に送付することに決定いたしました。議事の都合により暫時休憩いたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時五十二分開議

○議長(佐藤尚武君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

〔海保参事朗読〕

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は直ちにこれを人事委員会に付託した。一般職の職員の給與に関する法律案(星島二郎君外四名提出)

員会に付託した。一般職の職員の給與に関する法律案本日委員長から左の報告書を提出した。一般職の職員の給與に関する法律案否決報告書

○議長(佐藤尚武君) この際、日程に追加して一般職の職員の給與に関する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。人事委員長中井光次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

一般職の職員の給與に関する法律案右の本院提出案をここに送付する。昭和二十五年四月一日衆議院議長佐藤尚武郎

一般職の職員の給與に関する法律(この法律の目的及び効力)

第一條 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第三十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下職員という。)に關し、その人事及び給與に関する方針の統一を図るため、職員の俸給、俸給表、俸給表の調整、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、勤務時間、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びに給與実施についての

規程の制定に関する事項を臨時に定めることを目的とする。この法律は、職員總平均の給與額(俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当を含むものとし、これら以外の要素を含むもの)を月額六千三百七十円とする原則を確立するものとする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる條項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法又は同法に基く法律の規定に矛盾する場合においては、その規定は、當然その効力を失う。この法律のすべての規定は、昭和二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 第六條の規定による職務の分類は、国家公務員法第二十九條その他同法中のこれに關する條項に從い国会の承認を経て定められるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合するものとみなし、その改正が人事院によつて勧告され、国会によつて制定されるまで、その効力をもち。

(人事院の権限)第二條 人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる権限を有する。

一 この法律の実施及びその技術的解説に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。二 第六條に規定する俸給表の適用範圍を決定すること。

- 三 職員の給與額を研究して、その適当と認める改訂を国会及び内閣に勧告すること、この法律の実施及びその実施の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に際し、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を附してその研究調査の結果を国会及び内閣に報告すること
- 四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の給與並びに同一級内における昇給の基準に關し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること
- 五 勤務地手当の支給地域及び支給割合の適正な改訂につき、国会及び内閣に同時に勧告するため、常に全国の各地における生計費の科学的調査を行ふこと
- 六 第二十一條の規定による職員の苦情の申立を受理し、及びこれを審査すること
- 七 この法律の完全な実施を確保し、その責に任ずること
- (給與の支拂)
- 第三條 この法律に基く給與は、第五條第三項及び第四項に規定する場合を除く外、現金で支拂わなければならない。
- 2 いかなる給與も、法律又は人事院規則に基かずして職員に対して支拂い、又は支給してはならない。
- 3 公務員について生じた実費の弁償は、給與には含まれない。
- (俸給)
- 第四條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 第五條 第六條に規定する別表に定められている俸給表には、すべての職務の級の俸給を含むものとする。俸給は、第十四條に規定する勤務時間(以下正規の勤務時間という。)による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を除いた全額とする。
- 2 第十條の規定による俸給の調整額及び第十三條の規定による特殊勤務手当は、俸給の一部とする。但し、特殊勤務手当で前條の規定の趣旨に基かないものについては、人事院の定めるところにより俸給の一部としない。
- 3 住宅、宿所、食事、制服その他これに類する現物手当が支給される場合においては、これを給與の一部とし、別に法律の定めるところにより、その職員の俸給から控除する。但し、予算又は法令の規定に基いて支給される場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定は、左の各号に掲げる者で、その官職の正規の勤務に、左の各号に規定する特殊な勤務が含まれており、且つ、それを正規の勤務時間以外においても行われなければならない職員には適用しない。
- 一 生命又は財産の保護のため正規の勤務時間以外においても勤務することを要する職員
- 二 研究又は実験のため臨機の勤務に服することを要する職員
- 三 正規の職務上、へき地に勤務することを要する職員
- 四 庁舎の管理責任者であつて、その職務の遂行のため庁舎内に居住することを要する職員
- 第六條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。
- 2 この法律の定める俸給表は、左に掲げる一般俸給表及び特別俸給表とし、他のいかなる俸給表も認められない。
- 一 一般俸給表(別表第一)
- 二 特別俸給表
- 一 税務職員及び経済調査官級別俸給表(別表第二)
- 二 警察職員、海上保安庁職員(人事院規則で指定する者に限る。)及び刑務職員級別俸給表(別表第三)
- 三 船員級別俸給表(別表第四)
- 3 前項の俸給表に掲げる額は、月額とする。
- 4 一般俸給表は特別俸給表の適用を受ける者以外のすべての職員に適用する。但し、第二十二條、第二十三條及び附則第四項に規定する職員には、これらの俸給表を適用しない。
- 第七條 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従ひ、職員の毎月の俸給は、遅くともその月の二十五日までに、これに基いてその支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。
- 第八條 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準は、これに關する人事院規則が制定施行される日まで政令で定める。
- 第九條 俸給の支給に關しては、官吏俸給令(昭和二十一年勅令第四百九十二号)又は国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十五條及び同條の規定による国会議員給與規程による俸給支給の例による。但し、毎月二回以上の俸給支給の定又は慣習のある場合には、その例によることができる。
- (俸給の調整額)
- 第十條 人事院は、第六條に規定する俸給表の額が左の各号に規定する特殊の官職に対して適當でないとき、その俸給表に掲げられていない俸給額につき適正な調整額を定めることができる。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同種の職務を行う官職にひとしく含まれていない場合においては、その官職をこの法律の規定する俸給表の級に格付することに際し、その特殊性を考慮に入れることを妨げるものではない。この場合においては、その俸給の月額を本條の規定によつて調整することはできない。
- 一 その職務及び責任の度が、この法律に規定する俸給表のある級に相當する場合において同一級の官職に属する他の職員が通常勤務する場所と比して、へき地又は交通困難な場所において勤務する職員の官職
- 二 同一級の官職に通常含まれていない労働の困難又は危険の度に比して著しい困難又は危険を含む職務にかかる官職
- 2 前項の規定による俸給の調整額は、その調整前における俸給の月額の百分の二十五をこえてはならない。
- 3 人事院は、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員に対するこの法律の俸給表の適用について研究し、教育職員及びその他の特別の勤務に従事する職員の俸給表その他これに關する事項につき必要と認める勧告を国会及び内閣に同時にしなければならぬ。
- (扶養手当)
- 第十一條 扶養手当は、扶養親族のある職員の前記に對して支給する。
- 2 扶養手当の支給については、左に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。
- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 二 満十八歳未満の子及び孫
- 三 満六十歳以上の父母及び祖父
- 母

四 満十八歳未満の弟妹
五 不具養疾者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については六百元とし、同項第二号から第五号までの扶養親族については一人につき四百円とする。但し、満十八歳未満の子のうち一人については六百元とする。

(勤務地手当)

第十二條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域に在勤する職員に対し支給する。

2 勤務地手当の月額は、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じた額とする。

3 勤務地手当の割合及び地域の区分は、なお従前の例による。

(特殊勤務手当)

第十三條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、その特殊勤務手当が俸給表の俸給に組み入れられ、又は第十條の規定による調整が行われるまでは、政府職員の特殊勤務手当に関する政令(昭和二十三年政令第三百二十三号)又は国会議員法第二十五條及び同條の規定による国会議員給與規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第十四條 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、一週間について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、人事院規則で定める。

2 各庁の長は、その官庁の特殊の必要に應ずるため、人事院の承認を経て、休憩時間を除き、一週間

について四十時間を下らず四十八時間をこえない範囲内において、前項の規定によつて定められた勤務時間を変更し又は延長することができる。

3 前二項の勤務時間は、特に支障のない限り、月曜日から土曜日までの六日間においてその割振を行い、日曜日は、勤務を要しない日とする。但し、各庁の長は、特別の勤務に従事する職員につき、人事院規則の定めるところにより、日曜日以外の日をもつて勤務を要しない日とすることが出来る。

(給與の減額)

第十五條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く外、その勤務しない一時間につき、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額を減額して給與を支給する。

(超過勤務手当)

第十六條 正規の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間をこえて勤務したすべての時間に対して、勤務一時間につき、第十九條に規定する一時間当りの給與額に左の割合を乗じた額に相当する金額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間をこえて実働一日八時間になるまでの部分 百分の百
二 実働一日八時間をこえる部分 百分の百二十五

但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百五十

(休日給)

第十七條 職員には、正規の勤務日が休日にあつても、正規の給與を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を休日給として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日給は、支給されない。

3 前二項において「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日をいう。

(夜勤手当)

第十八條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、第十九條に規定する勤務一時間当りの給與額の百分の百二十五を夜勤手当として支給する。

(勤務一時間当りの給與額の算出)

第十九條 前四條に規定する勤務一時間当りの給與額は、俸給の月額と勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じ、その額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

(俸給の更正決定)

第二十條 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

(審査の請求)

第二十一條 この法律の規定による給與の決定(前條の規定による俸給の更正決定を含む)に關して苦情のある職員は、人事院に対し審査の請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、人事院は、前條に準じて、これに關する決定をなし、これを本人及び関係各庁に通知しなければならない。

(非常勤職員等の給與)

第二十二條 委員、顧問若しくは参與の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員については、勤務、一日につき千円をこえない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することが出来る。これらの職員には他のいかなる給與も支給しない。

第二十三條 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受ける職員には、この法律の規定にかかわらず、同法に基いて給與を支給する。

(給與の額及び割合の検討)

第二十四條 国会は、給與の額又は割合の改訂が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎となつた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基き、定期的に給與の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事

院は、総理府統計局、労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給與に関する報告を作成する。

(罰則)

第二十五條 この法律の規定に違反して給與を支拂ひ、若しくはその支拂を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の規定に基いてなされた給與に關する決定その他の手続は、この法律の規定に基いてなされたものとみなす。

3 政府職員の新給與実施に關する法律第十條第三項の規定による俸給を受けていた職員の俸給は、この法律の適用後においても引き下げられることはない。又その者が同一の職務の級にある間は、昇給しない。

4 未補遺職員の給與の取扱については、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 職務の性質により勤務時間が第十四條の勤務時間の最高限をこえることを必要とし、且つ、その勤務時間が俸給算定の基礎となつてゐる職務については、その勤務時間は、なお従前の例による。

6 労働基準法等の施行に伴う政府

職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官庁勤務時間並休暇に関する件）中この法律に於いて、触する部分は、その効力を失う。
7 政府職員の給与制度に關する法律の規定に基き発せられた政

令、人事院規則その他の命令は、この法律に基き発せられたものとみなす。
8 国家公務員法の一部を次のよう

に改正する。
第二十九條第五項中「政府職員の給与制度に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第九條」

を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第 号）第六條」に改める。

別表第一

一般俸給表

俸

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

別表第二

税務職員及び経済調査官級別俸給表

俸

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

別表第三

警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び刑務職員級別俸給表

俸

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

別表第四

職員級別俸給表

俸

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

職務の級

給

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

職務の級

給

月

額

〔中井光次君登壇、拍手〕

○中井光次君 只今議題となりました
一般職の職員に給與に関する法律案に
つきまして、人事委員会における審議
の経過並びにその結果を御報告申し上げ
ます。

先ず本案の内容について申し上げます
提案者たる衆議院の藤枝議員の
提案理由を借りて御説明いたします
と、従来政府職員に給與は、政府職員
の新給與実施に関する法律により支給
されておりましたが、同法の有効期限
が本年三月三十一日となつており、こ
れに対して政府よりその期限を一ヶ年
延長する趣旨の一部改正案を提出され
ましたが、同案が不成立となつた結
果、政府職員の新給與実施に関する法
律は三月三十一日限りその効力を失つ
たので、給與支給の根拠がなくなり、
公務員に対する給與の支給が不可能と
なりましたが、かくのごとき状態は一
刻もゆるがせにできないので、ここに
一般職の職員に給與に関する法律案を
提出したものであります、その内容
の第一点は、政府職員に対する給與の
統一を図つたこと、第二に、本法の
施行に關し、人事院の責任と権限とを
明らかにし、人事院をして常に公務員
の給與に關する調査研究をなし、その
適正を期せしめんとしたこと、第三
に、政府職員の給與はその職務の複
雑、困難及び責任の度に基づき、その
勤務條件を考慮して、別表の俸給表
を以てこれを定め、法律の規定によら
なければ、如何なる給與も支給し得な
いこと、第四に、扶養手当は配偶者及
び十八歳未満の子のうち、一人につき
月額六百元、その他の扶養親族につい
ては一人につき月額四百円とするこ

と、第五の点は、勤務地手当は従来の
例によることとし、超過勤務手当、勤
務時間、休日給については概ね従前の
例によつたことであり、以上が本
法律案の概要であります。

本法は四月一日夜、当委員会に
本付託となり、直ちに審議に入り、提
案者たる衆議院藤枝議員より前述のこ
とを提案理由の説明があつて質疑に入
り、先ず小畑委員より議事進行につ
いて発言があり、千葉委員、木下委員、
吉田委員より質疑が行われました。そ
の詳細は速記録により御承知願いたい
と存じます。次いで小畑委員より質疑
打ち切りの動議が提出され、質疑を終
り、討論に入り、寺尾委員より賛成、
吉田委員より反対、小畑委員より賛
成、千葉委員より賛成の討論があり、
（遠うぞ、千葉委員反対）と呼ぶ者あ
り、千葉委員より反対の……反対であ
ります。……小畑委員より賛成、千葉
委員より反対の討論があり、討論終結、
採決に入りましたところ、多数を以
て否決することと決定いたしました。
（拍手）

○栗山良夫君 一般職の職員に給與に
關する法律案が昨日の衆議院本會議に
おいて廃案と相成りました。それから
以後において政府並びに自由党がと
りましたところの態度につきまして
は、私が今ここで喋々繰返す必要もな
く、議員諸君がよく御承知の通りであ
ります。私は日本社会党を代表いたし
まして、従来も私が指摘しておいま
した、更にその度を早め、幅を深め
まして、與黨の多数の横暴を以て権威
と神聖を誇るべき国会に対して極め
て非民主的な態度をとらんとする現政
府に對しまして、強い反省を要求いた
しますと共に、深き国民的な憤りを
以ちましてこの法案に絶対反対をいた
すものであります。（拍手）

先程、今日の東京の夕刊紙に報ぜら
れましたところの、この法案の取扱に
つきまして、かく相成りましたこと
は、衆議院の法案の取扱の過ちであ
る、こういう工合に政府が所信を述べ
ましたことについて、増田官房長官は
ノーと答へられたという話であります
けれども、凡そ東京の全夕刊紙が取上
げておりますところを見ますならば、
ば、火のないところに煙が立つ筈はな
いのであります。（そうぞう）と呼ぶ者
あり、必ずやあなたはこれに対する何
らかの所信を表明されたことと私は疑
わざるを得ない。若しそれが事實であ
るといたしますならば、ここに出席し
ておりますところの新聞記者諸君に對
する侮辱であらうと私は思ふのであり
ます。（宣伝）と呼ぶ者あり、ところ
で、かような形にありますが、こ
れこそ衆議院に對しまして栗山君が
参りましたところの輕蔑、或いは誹

謗、或いは侮辱という態度が、今日も
尙且つ改まつていないことを雄弁に物
語るものであります、特に私はこ
こで強調いたしたいのであります。昨
日あいつの結果に相成りましたから
は、政府はみずからの責任を免れるた
めに議員提出の法案をいたしまして、
すべての責任を国会に追い移さんとし
たこととあります。（卑怯だ）と呼ぶ
者あり、私は飽くまでも昨日の衆議院に
なりました責任は、これは政府にあると
思ふのであります。（その通り）と呼
ぶ者あり、この政府が再び何らかの打
開策を講ずべきであるにも拘わらず、
與黨、政府と自由党の八百長によりま
して、そうして議員提出の形によつて
（八百長じゃない）と呼ぶ者あり、この
法案の跡始末を付けないとするがごと
きことは、政治の民主化を叫ぶ自由党
が、それと全く逆行するところの政治
の非民主化の途を歩むものであると言
わざるを得ないのであります。更に昨
日廢案になりましたところの法案と、
この今上程になりました法案を見ます
ならば、その内容においては殆んど
相違はないのであります。然るに拘わ
らず、この法案を一事不再理の原則に
よつて私共は国会において審議すべき
でないという説を立てるのに對しまし
て、全く新しく白紙の上に築かれた
ところの法案であり、一事不再理の法
案ではないという強弁を取ってしよう
とする政府の態度こそ、これ又日本政
治の民主化に一大障害を興えるものと
言わなければならない。私共はかよ
うな政治の民主化に逆行するような、
こういう法案の取扱に方に対しては、
徹底的に反対せざるを得ないので

あります。（拍手）更に私は、鈴木労働
大臣が数日前に解決をいたしました電
産の争議に對し、八千五百円の賃金ペー
スの変更のときに、極めて低位であ
つた電産の賃金を或る程度水平化し標
準化するために上げたのであるという
ことを言われておるのであります。私
は伺いたい。電産のあの賃金よりも官
吏の賃金が、現在の六千三百七円が高
いとお考えになるか安いとお考えにな
るか。実に詭弁も甚だしいのでありま
す。若し標準化するならば、公務員
でありましたようにも民間の労働者であ
りましたようにも、すべて一律にこれ
を行われるべきであります。特に日本の
銀行の利益率は九〇何%に及んでお
る。かようなことを新聞は堂々と業績
上昇を伝えております。こういうよう
な片方に業績の上昇を許し、そうして
経済三原則に名を借りまして金融機關
の従業員に極めて高率な賃金を與えて
おる大蔵大臣が、自分の直接の部下で
あるところの公務員に對しまして、敢
えて六千三百七円を固執して、この上
昇に一大反対をするがごときは、全く
私共の了解に苦しむところでありま
す。特に人間の生活は、これは飯物で
はあります。飽くまでも人間は動物
である。そうすれば、公務員でありま
しようとも一般労働者でありましよう
とも、一定の生活を維持するためには
高低の差はない筈であります。若し民
間労働者の給與を一定の標準まで引
上げて、これを水平化し平均化しなけ
ればならないと考へますならば、同
時に官吏の給與も又この線に沿いまし
て直ちに修正されなければならないの
であります、この法案におきまして

は、参議院が四ヶ月の暫定期間で修正可決したにも拘わらず、一ヶ年の間六千三百七十四に置くとするのでありますから、これ程横暴な、公務員に対して極めて大きな犠牲を強いる法案はないと断定せざるを得ないのであります。

先ず私はかような観点に立ちまして、憲法が保障しておりますところの労働権、生活権を蹂躪いたしまして、そして公務員の犠牲において日本の経済を再建せんとするところの政府の一貫した政策に対して、速かなる転換を要求いたしますと同時に、直ちに給与の引上げを行ふべきである、この主張を固く繰返しまして、私は猛反省を促したいのであります。若しこれができなければ、昨日或いは一昨日あたりの議會を取りまく全国の公務員諸君のあの悲痛な血の叫び声がお分りにならないのか、この叫び声をただ単に馬耳東風と聞き流されましますならば、必ずや私は近き将来に国内に一大社会不安が巻き起るであろうことを断言せざるを得ないのであります。(拍手)すでに労働者だけではあります。農民諸君の生活、或いは毎日続々として倒産しつつあるところの中小企業の状態をお考えになりますならば、政府はこの社会不安を一掃するために全力を傾注しなければなりません。社会不安を一つ／＼醸成するような政策をとつておる現政府のごときは即時退陣せらるべきものであると私は要求せざるを得ないのであります。ところで、私は特に議員諸君に心からお願いを申上げて置きたいのであります。現在の政府並びに與党は、その党の政策を強行いた

しますためには、手段を選ばずしてあらゆる行為を行わんといたしておりますけれども、昨日満場一致を以てまして四ヶ月の修正案を可決せられました議員諸君は、今一度冷静にお考えをお願いしたのであります。私共の態度は飽くまでもあの四ヶ月の法案の線よりも一歩たりとも後退するところの法案に賛成し得ない筈であります。(二)「そうだ」と呼ぶ者あり諸君が政治良識を持たれ、政治道徳を重んぜられましますならば、少くとも本法案に賛成投票をせらるべきことは、国民の嚴重なる監視の上に立つても行い得ないところの問題でなければならぬと思ふのであります。(三)「そうだ、その通り」参議院全体の汚名だ」と呼ぶ者あり、拍手私は参議院の權威を高め權威を守るため、今まで私共が守つて参りました参議院の權威を更に高めますために、更に與党並びに民自党の横暴な政治非民主化の態度に一大反省を促しますために、挙げて議員諸君各位が法案の否決に態度を決定せられることを重ねてお願いを申上げてまして、日本社会の反対討論といたします。(拍手)

○議長(佐藤寅次郎) 中野重治君。(中野重治君登壇、拍手)
○中野重治君 日本共産党はこの案に反対であります。否決に賛成であります。その理由を簡単に述べます。
これは、この法律案は非常におかしなもので、先ず第一條に「この法律は、職員総平均の給与額を月額六千三百七十四とする原則を確立するものとする」と書いてある。こんな原則はどこにもない。今日六千三百七十四ベースを給与の原則とする理由はどこにもない。それは今までにもすでに明らかにされているところで、若しこんなことを原則だと言ふ者があつたならば、それは働く人間を殺すというのを原則とする者がこういふことを言ひ得ると信じます。(二)「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手「専売局の女の労働者は十八、九歳で手取り二千九百四十乃至三千二百四十しか受取ることができないのがこの原則ということになる。電報局に勤務して十年、二十七歳になつて家族三人抱えておる人間が手取り六千三百四十で、支出は約九千四百四十五円になります。月々三千四百四十五円の赤字を出さねばならぬというのが、そしてこれで強行しようとするのが給與の原則ということになる。これは極めて残酷な、非人間的なやり方であつて、こういうものを原則とするというところは學問上全く成り立たないのみならず、こういうことを原則としようとする人間に対しては、国会は全力を振つて闘つていこう」と国会の原則でなければならぬ。(拍手)「そうだ」と呼ぶ者ありこれは吉田内閣が、吉田総理大臣が今までの、日本の再建のために労働力を尊重しなければならぬと、これ一つしか我々の国の宝はないのだと言つて来たあの言葉が、心の中に何を持つておつたかということをやんと白状しておる。このいわゆる六三三ベースというものが如何に残酷なものであるかというところは、あれが制定された當時においてさすですに明らかであつた。ところが今日尙又こういうものを原則として押付け、尙、向う一年間もこういふものを施行しようというのに至つては、この残酷性は、この前の制定當時

における残忍性よりも遙かに深刻の度を加えた、こういう案を提案した人間は、まず／＼残酷になつて来ておる、もう言ひようなき残酷になつて来ておるという言葉を我々は確認しなければならぬ。これは御承知のように、外の問題と関係しております。税金一つ取つても、電気料金或いは家賃、こういうものはどん／＼値上げされておる。こういうものとのバランスにおいて、残酷さは極めて惡質になつて来ておる。それだから、これは今の政府の労働者に対する首切り政策、失業政策、労働者を奴隸的な、苛酷な労働に追い込む、その政策を法律で一層確定しようということを狙つておるに過ぎない。それだから、こんなふうにしてそれをぶち破ることのみが原則であるような、そういう残酷なベースを押付けようというのには、その裏があつて、その裏は何かというところ、この法案の後方に出ておる一般俸給表と特別俸給表との対比によつて明らかにありますが、税務署関係の人間、経済調査官、或いは警察官、海上保安庁関係の役人、刑務所の役人、こういうものは非常に優待されておる。これはこの表を御覧になれば分りますが、その一級一號というのだけを見ても、それと、一般の労働者は二千四百円というのに対して、税務署の役人は二千八百四十四円で、即ち四百四十四円の差がある。これが警察官になると三千五百六十五円であつて、更に千六百五十四円、金で保護をされてゐる。だからまじめな労働者を全く残忍に扱つて、そしてここからふんたくつて行つたものを税務署の役人、警察官、ここへ皆

呉れておる。こういう方式をとつておる。ここに残忍性の増大の根本の階級的歴史的意味がある。これは今まで問題になつてゐる国の總予算、或いは税法、或いは高い輸入食糧を買い込むとか、或いは高い外国の塩を買い込むとか、或いは日本の農民の使う肥料を高くするとか、こういうこととすべてくまつて進行してゐる。だから、実は国の再建を人民の手に確保するか、それとも、これをそれ以外の所に持つて行くかということと直接に結び付いてゐる。それから、これは同じ問題を又繰返して出したというふうなことも、實際上なつておりますが、仮に昨日今日あたりの三百代言、二百代言的の白紙の何とかというふうなことを承認するとしても、これは同じものを又もう一遍出したというのよりも、もつと惡くなつてゐる。実際においては、これは丁度試験に落第した人間が、今度は無試験入学を強行しようとする、そういう性惡さを持つておる。今はなくなつたあの法律、それから同じものを一年間そのまま延ばそうとした昨日までのこれ、それから今日出て来たこれを比べて見ると、実に明瞭に印刷面で見えがなつておる。これは今度の所で問題になることが沢山ありますが、時間がありませんから簡単に言ひますが、それは今もちよつと言ひましたが、そもそもこの第一條と第二條にそれが端的に現れておる。これは非常に大事であります。栗山君も触れましたが、それから委員会によつて触れられましたが、人事院との関係において、今までは人事院の勧告とか、そういうものを尊重する、それを原則的に認めて事

は、参議院が四ヶ月の暫定期間で修正可決したにも拘わらず、一ヶ年の間六千三百七十四に置くとするのでありますから、これ程横暴な、公務員に対して極めて大きな犠牲を強いる法案はないと断定せざるを得ないのであります。

先ず私はかような観点に立ちまして、憲法が保障しておりますところの労働権、生活権を蹂躪いたしまして、そして公務員の犠牲において日本の経済を再建せんとするところの政府の一貫した政策に対して、速かなる転換を要求いたしますと同時に、直ちに給与の引上げを行ふべきである、この主張を固く繰返しまして、私は猛反省を促したいのであります。若しこれができなければ、昨日或いは一昨日あたりの議會を取りまく全国の公務員諸君のあの悲痛な血の叫び声がお分りにならないのか、この叫び声をただ単に馬耳東風と聞き流されましますならば、必ずや私は近き将来に国内に一大社会不安が巻き起るであろうことを断言せざるを得ないのであります。(拍手)すでに労働者だけではあります。農民諸君の生活、或いは毎日続々として倒産しつつあるところの中小企業の状態をお考えになりますならば、政府はこの社会不安を一掃するために全力を傾注しなければなりません。社会不安を一つ／＼醸成するような政策をとつておる現政府のごときは即時退陣せらるべきものであると私は要求せざるを得ないのであります。ところで、私は特に議員諸君に心からお願いを申上げて置きたいのであります。現在の政府並びに與党は、その党の政策を強行いた

を処理する、こういうことが法律で定められてあつたけれども、今度の法律案では、人事院の勧告とか何とかいうものは完全に無効とされておる。職階ばそうとおる。それから特にこの第二條に、前の法律にはなかつた新しい項目が入つておる。それは第一條「人事院は、この法律の施行に關し、左に掲げる権限を有する。」といふ所ですが、これは前には一、二、三、四、五、六と、六つあつたのだが、一つ加えて七つになつておる。この第七が特微的で、「この法律の完全な実施を確保し、その實に任ずること」、人事院の権限は、ただ「法律の完全な実施を確保し、その實に任ずること」、こゝになつておる。だから人事院はこゝういふ職階な法律を労働者に對して押付けるための政府の完全な下請機關、こゝういふことになつておる。これは一から六までの間には、例えば勧告をして、その研究調査の結果を国会及び内閣に報告すること、そういうことが人事院のその権限の一つになつておる。又その外のいふような勧告を出すとか、労働者からの苦情の申出を受け入れるとか、そういうことが権限になつておる。併しながら、どんな労働者からの苦情の申出を受けようが、どんな勧告を政府に向つてしようが、すべてはこの法律を完全な実施することを確保するための仕事の中に含まれてしまふ。だから六千三百円でどん／＼首切つて行く、苛酷な労働をさせるということを一層完全にするためにのみ人事院の権限はある、こゝういふことになつておる。そうして、それから、若しこの法律に従つて労働者が苦情を言つて行く、そうするとそれに対して恐ら

く人事院から勧告が與えられる。棍棒とか警察といふことによつて……。そうして棍棒とか警察とか税務署とかといふものについては、例の別表によつて一人当り四百円乃至千五百円の大きな支給が與えられておる。こゝにこの法案の非常に惡質な保守的な性質がある。それだから我々はこれに全く反対である。(拍手)

○議長(佐藤武蔵) 川上嘉君。
〔川上嘉君登壇、拍手〕
○川上嘉君 私は本法律案に反對するものであります。反對の理由はすでに前議員によつて十二分に述べられております。尚、世上におきましても、更に衆参兩院におきましても、すでに十二分に反對の理由が認められておるのではありません。従ひまして私は極めて簡單明確に反對の理由を述べることにいたします。

人事院は國家公務員法第二十八條によりまして公務員給与ベースの改訂を行ふべきことを勧告しております。然るに政府は人事院の勧告を無視しておるのであります。このことは法律を無視することであり、正に民主主義の推進を拒むものである。予算案は物価が上昇するとの基礎の上に立つて編成されております。ところが給与ベースは物価が上昇しないとの前提の下に立つております。このことは全く不合理極まるものであり、尙、名目賃金は上らないが減税、各種手当の支給、社会施設の充実整備等によつて実質賃金は上ると盛んに宣伝しておるのではありませんが、別に数字的な根拠も、更に具体的な対策も何も明示してないのではありません。更に政府は、ベース引上げをすることにやつて國民負担が増加する、更に物価と

賃金の惡循環でインフレが再現すると宣伝し、頭張つておりますが、惡循環論の誤まりであることは余りにも有名であります。従ひまして、こゝでその理由を述べる必要もない。ベースを改訂する財源は人事院の算定によりまして約四百億と相成つております。これは換金と相成つておる。約三百億に過ぎない。従ひまして増税等國民負担の増大によらなくとも一般會計からの債務償還の一部を振り替へることによつて十二分に賄えるのであります。こゝで千二百七十六億の債務償還は果して緊急に我が國にとつて必要なものであるかどうか。これを更に掘り下げまして、一般會計七百二十三億の債務償還を更にこれを細かく分析すれば、租税収入等五百億圓がこれの中に見込まれておるのであります。現在過重な税負担に苦しんでゐる國民經濟の事情から見まして、果してこゝうする程緊急を要するものであるかどうか。税制の専門家であるシャープ氏は、税制以外の予算面につきましてはその任務の範囲外であつたのであります。然るにも拘わらず支出面の基準について実に注目すべき点を次の通りに指摘しておるのであります。

第一点は、若し多量の金額が不要な使途に充てられて消費され、或いは必要ない使途に充てられておるとしても、非能率的に使用されるとしたならば、租税は過大であると言わざるを得ない。更に第二点は、支出が必要なものであり、且つ能率的に使用されたとして、その支出が租税制度に無理と軋轢とを引き起してまでなされなければならぬ程緊急不可欠なものであるかどうかといふことである。こゝういふことを述べております。

以上の二点を指摘し、更に政府の支出に關する二十四年度の計画、更に二十五年度の予想の中から次の結論を出してゐるのであります。来年度において、二十四年度と同率の國債の償還をするの必要は、國債償還に利用し得る他の方法を考慮せしめるならば、これ自体は現行税金を無理してまで維持しなければならぬ程に緊急なものではないと、はつきりと、こゝう報告してゐるのであります。

従ひまして政府が宣伝しておるがごとく、債務償還を即ち削減することにやつてドッジ・ラインは決して崩れない。又このことによつて日本經濟を危機に陥れるがごとくとは断じてないのではありません。(拍手)又まだ債務償還の期限も来ていないのであります。従ひまして政府のつまり財源がないとの理由、更に物価と賃金の惡循環がインフレを再現するとの理由も、尙、実質賃金が上昇するとの理由も、全くのこじ付けであります。要するに政府が積極的に公務員の待遇を改善しようとする何らの熱意もない、何らの誠意もない、(拍手)かゝうに断定せざるを得ないのであります。

更に突に面白いことでもありますが、これは前に栗山委員からも指摘されたのであります。本法律案は、今から一年前ではないのです。僅かに何十時間か前、昨日委員会においても、更に本會議におきましても、修正案が満場一致を以て可決されております。(「それだ」と呼ぶ者あり、拍手)ところがこゝれがどういふ風の吹き廻しか、僅かに二十四時間を出でずして、又こゝに新らしく提案されたのであります。従ひまして昨日から今日までの間に別に大した情勢の変化もない。従ひまして、こゝにおられる満場の参議院議員諸君は必ずこの法案に賛成しやなく、真向から反對されることを私は期待し、反對討論を終ることにいたします。(拍手、笑聲)

○議長(佐藤武蔵) 千葉信君。
〔千葉信君登壇、拍手〕
○千葉信君 私は只今上程になりました本案に對し、労働者を代表して反對の意見を表明いたします。

反對する理由の第一は、御承知のやうに三月三十一日まで実施されておりましたあの法律案に對して、昨日の本會議において満場一致七月三十一日までの延長を認めた諸君は、八月一日以降は當然に人事院勧告に附いて修正されなければならぬ、こゝういふ意味における本院の全会一致の決議でございしました。ところがその翌日、八月一日以降においては當然に修正されなければならぬといふその法律よりも、もつと悪い法律が本院に提案せられておる。先程の反對討論の諸君の意見の中にもございしましたが、恐らく昨までは法律よりもつと悪い法案に對しては賢明なる諸君が賛成されるということでは万々あるまいと思つてございします。が、「ある」と呼ぶ者あり併し実は先程の委員会においても、今日の午後五時までは絶対反對するといふことを言つておられた一委員が、五十歩百歩だから彼は譲歩するのだ、こゝういふことを言われた方が自由黨の方にございしましたので、或いはひよつとすると(笑聲)自由黨の諸君がこの委員と同じやうに誤謬を犯すのではないかと懸念

されますので、以下私はどのように悪い
いかという点をよく皆さんに分つて
頂くために申し上げる点があるのでござ
います。(よく聞いて置け)と呼ぶ者
あり)

先ず第一は、第一條によりまして、
旧法においては、いわゆる賃金ベースの
体系というものが、この点が実は皆さん
は余りお分りにならないかと思ひます
が、非常に重大でござります。(分つ
た)「教えてやれ」と呼ぶ者あり)賃金体
系のこのベースというものが、總平均の
突収高というものは、根本の考え方
において違つておる。諸君が八月一日
からは修正しなければならぬという
ことを考えられたあの旧法の中では、
原則的に人事院の勧告を承認するの
だ、こういうことを言つておつたの
が、今度の提案では、いつの間にか提
案理由の説明の中でも明確に言われず
に削除されておる。

第二の点につきましては、このこと
は皆さん方の身辺に起つております
ので、よくお分りになると思ひます
でございますが、旧法の第十一條におき
ましては、具体的に申し上げますなら
ば、次官であるとか、或いは大学総長
であるとか、或いは国会における専門
員のごときは、旧法の十一條によつて
は当然にその官職は十五級に格付けさ
れる。これが今度はいつの間にか完全
に削除されておる。従つて諸君の目の
前におかれて、専門員でありながら、
あの新給與実施法を完全に実施されな
いために、一年半先になつたら十五級
にするとか、或いは二年先になつたら
十五級にするとか言われて、現在のと
ころ十二級に格付けされて暫定的にど
まかされておる、あの専門員がその十

一條によつて確保されておつたところ
の格付けが、完全に今度、この提案さ
れた法律では抹殺されてしまふ。諸君
の目の前でこういう事態が起る。こう
いう状態でございます。

而も私は今日大きな問題になりまし
て、こゝまで来てこのような混乱を起
しておる。この一番大きな原因とし
て、賃金ベース改訂の問題に対して一
番悪い影響を與えたのは何であるか。
御承知の通り政府が二月の三日に発表
したところのあのいわゆる給與白書で
ござります。あの給與白書というもの
は、委員会におけるところの質疑、討
論におきまして明らかに指摘された
ところでもござりますが、具体的にこの
問題を申し上げるならば、この白書の中
に、政府はいろいろ賃金ベースを
上げることができないという理由を書
いておられますが、その理由の一つを反
駁しておる時間がございせんので、
最も分り易い点を申し上げます。と思ひ
ます。(えらそうなことを言うな)と呼ぶ
者あり)増田長官もしばしば言明して
おりましたが、二十四年度は実質給與
は七千三百円になつておる、二十五
年度においては超過勤務手当を増額す
るから七千四百一十円になる、こゝに
うことを言つておる。ところが、
この増田官房長官が言明しておるこ
ろのいわゆる二十五年度に支給する七
千四百一十円というものは、それでは
六千三百七十四円とどういふ関連があ
るかといふと、この七千四百一十円
の集計の仕方問題がある。ごまかし
がある。例えば同様の要素を人事院に
おける調査に比較いたしますと、同
一の要素においてもうすで二百七十四
も違つておる。これは特別会計におけ

るところの従業員諸君の特殊勤務手当
でござります。元々、特殊勤務手当は
もつと違つております。二百七十四とい
うものは、人事院の調査と、このい
ゆる政府の給與白書に書かれたところ
の給與額との数字上のごまかしであ
る。實際においてはこの二百七十四とい
うものは、もつと追及されなければ
ならない性質のものでござります。
而も、最も我々の遺憾に堪えない
ことは、こういうインチキも極まる
この数字を羅列して、さながら公務
員の給與そのものが人事院勧告を遙か
に上廻つておる、増大しておるかの
ごとき印象を與えておられますが、本院
におけるところの人事委員会の質疑にお
いて、私は山下人事官に對して次のよ
うの数字は根本に非常なごまかしがあ
る。この際明確にして置きたいから、
次のことをお尋ねする。人事院の六千
三百七十四円ベースというものと政府が
来年度支給すると言つておる七千
四百一十円とは如何なる相違がある
か。こゝに聞きましたところが、山下人
事官は、一銭も相違がございせん。
あれは六千三百七十四の賃金ベース
のものでござります。こゝに答へた。で
は、どうしてこういふことが生じた
か。実はこのことについては私は非常
に遺憾に堪えないのでございまして、
委員会でも昨日本会議における討論
において申し上げたところでもございま
すが、この資料を作つたのは内閣官房で
ござります。こゝにおられる増田官房
長官のあの内閣官房でござります。そ
こで、これを作るときにどういふ詐術
を行なつたかと言ひますと、国民諸
君或いは国会議員のこの問題に對する

正確な判断を爲るために、惡意を以て
この賃金ベースと比較できない要素を
加えておる。例えば超過勤務手当の間
題でござります。この問題は賃金ベー
スと切り離して計算するのでなければ
ば、決して人事院の勧告とは比較する
ことはできないのでござります。それ
を敢えてしておる。こゝにこゝに
のを作つた反動的な考え方がはつきり
とある。こゝにござります。而も私は増田
官房長官に對して次のようにお聞きし
ておる。増田官房長官は、例えば特殊
勤務手当の点におきまして、これが賃
金ベースの内か外であるかということ
を聞きましたところが、これは賃金
ベースの外だと言つておる。こゝにこ
資料を作つておる。こゝの張本人が賃
金ベースに對してこゝのようならめ
な考え方を持つておる。而もそれを再
三私があらゆる席上でやつておるの
に、昨日も増田官房長官はそれに對し
て勘違いされておる。私が昨日のこ
本会議の壇上から降りて行く途中で、
増田官房長官は、依然として僕に對し
て、君の考えは間違つておる。こゝに言
つた。先程私は委員会において、増田官
房長官に對して、給與に對する非常に
重大な立場に立つておられますので、
かくのごとき勘違いは非常に困ると、
私は先程委員会に言ひましたところ
が、初めて先程の委員会でも増田官房
長官は、あれは誤まりであつたといふこ
とを言われておる。こゝにこゝに
而も来年から殖えとこゝの……(や
めろ)「もう少しだ」と呼ぶ者あり、そ
の他発言する者多し)黙つて聞きな
さい。(時間がないう)「まだ時間がある
よ」と呼ぶ者あり、その他発言する者
多し)今増田官房長官は、来年度は超

過勤務手当を増やすから、だから公務
員の給與は増大する、こゝにこゝに
言つておる。成る程超過勤務手当は来
年は一人当り月百円程度は殖える。と
ころが超過勤務手当というものは、公
務員法ではつきり決めてあるところの
勤務時間以外の労働をした場合に支給
されるものである。いわゆる超過労働
に對して拂つた賃金を、賃金ベースの
中へ、この給與の中に計算するのはお
かしいではないか。而もこの超過勤務
手当というものは何故支給しなければ
ならないか。(やめろ)「ど呼ぶ
者あり)この超過勤務手当を支給しな
ければならないのは、昨年の増田官房
長官の言明からいひまして、超過勤
務手当の支給というものは……(引つ込
め)と呼ぶ者あり、その他発言する者多
し)昨年の……

○議長(佐藤武君) 時間でございます。
○千種信君(統) 昨年の暮の行政整理
は……(やめろ)「時間がないう」と呼ぶ
者あり、その他発言する者多し)この
超過勤務手当を必要とした人を……
(やめろ)と呼ぶ者あり、その他発
言する者多し)必要以上に無計画に首
を切つた。(時間がないう)と呼ぶ者あ
り、その他発言する者多し)これがこ
の数字を出さなければならぬ大きな
要素であります。
以上の点からいひましたしても私は本
案に反対を表明せざるを得ないのであ
ります。
○議長(佐藤武君) これにて討論の
通告者の発言は全部終了いたしました。
た。討論は終局したものと認めます。
これより本案の採決をいたします。
本案全部の問題に供します。本案の表
決は記名投票を以て行ひます。本案に

賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(佐藤尚武君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。これより開票いたします。投票を計算いたさせます。議場の閉鎖を命じます。

〔参事投票を計算〕
○議長(佐藤尚武君) 投票の結果を報告いたします。投票総数百六十七票、白色票即ち本案を可とするもの九十票、青色票即ち本案を否とするもの七十七票、よつて本案は可決せられました。

〔参照〕
賛成者(白色票)氏名 九十名
赤木 正雄君 阿竹齋次郎君
飯田精太郎君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
來馬 琢道君 佐伯卯四郎君
島村 軍次君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 伊達源一郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 藤野 繁雄君
堀越 儀郎君 町村 敬賢君
矢野 西雄君 山内 卓郎君
結城 安次君 井上なつゑ君
宇都宮 登君 岡元 義人君
小野 哲君 柏木 康治君
小杉 イ子君 中山 壽彦君
鈴木 直人君 竹下 豊次君
高瀬莊太郎君 高田 寛君

反対者(青色票)氏名 七十七名
安部 定君 藤森 辰治君
小林 勝馬君 平野善治郎君
中井 光次君 門屋 盛一君
油井賢太郎君 深川榮左エ門君
木内キヤウ君 深川タマエ君
仲子 隆君 安達 良助君
小畑 哲夫君 吉田 法晴君
木内 四郎君 谷口彌三郎君
國井 淳一君 田中 利勝君
村尾 重雄君 塚本 重蔵君

境野 清雄君 岩本 哲夫君
前之園喜一郎君 大島農夫雄君
岩崎正三郎君 島 清君
山田 節男君 石川 進吉君
鈴木 順一君 浅井 一郎君
岡田 宗司君 吉川末次郎君
羽生 三三君 鬼丸 義齋君
内村 清次君 栗山 良夫君
下條 恭兵君 河野 正夫君
和田 博雄君 山下 義信君
板野 勝次君 細川 嘉六君
中野 重治君 岩間 正男君
兼岩 傳一君 鈴木 清一君
水橋 藤作君 千葉 信君
木村福八郎君 堀 眞琴君
堀井 伊介君 太田 敏兄君
金子 洋文君 小泉 秀吉君
大野 幸一君 千田 正君
藤田 芳雄君 羽仁 五郎君
伊藤 修君 森下 政一君
中平太郎君 丹羽 五郎君
川上 嘉君 佐々木良作君
中村 正雄君 梅津 錦一君
若木 勝蔵君 三好 始君
米倉 龍也君 三木 治朗君
木下 源吾君 門田 定蔵君
河崎 ナツ君 駒井 藤平君
小川 久義君 岩男 仁蔵君
鈴木 憲一君

○議長(佐藤尚武君) 次会は明後三日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後十一時四十八分散会

○本日の会議に付した事件
一、新給與実施法案廃案に関する件
についての緊急質問

一、政府職員の新給與実施法一部改正案の廃案に関する政府の責任を善後処置に関する緊急質問
一、日程第一 最高裁判所裁判官国民審査管理委員の選挙
一、日程第二乃至第十五の諸題
一、日程第十六及び第十七の陳情
一、一般職の職員の給與に関する法律案

出席者は左の通り。
議長 佐藤 尚武君
副議長 松嶋 喜作君

議員
赤木 正雄君 赤澤 興仁君
阿竹齋次郎君 安部 定君
飯田精太郎君 江熊 哲翁君
奥むめお君 岡本 愛祐君
河井 彌八君 木下 辰雄君
九鬼紋十郎君 楠見 義男君
來馬 琢道君 西郷吉之助君
佐伯卯四郎君 島村 軍次君
宿谷 榮一君 新谷寅三郎君
高橋龍太郎君 伊達源一郎君
田村 文吉君 玉置吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
西田 天香君 藤井 丙午君
藤野 繁雄君 帆足 計君
北條 秀一君 徳積貞六郎君
堀越 儀郎君 町村 敬賢君
松井 道夫君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山内 卓郎君
結城 安次君 渡邊 甚吉君
小川 友三君 井上なつゑ君
宇都宮 登君 岡元 義人君
小野 哲君 柏木 康治君
鎌田 逸郎君 小杉 イ子君
小宮山常吉君 植竹 春彦君

中山 壽彦君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 高瀬莊太郎君
高田 寛君 川村 松助君
小林 英三君 野田 俊作君
波多野林一君 早川 慎一君
玉置 喜章君 水久保基作君
一松 政二君 松村眞一郎君
三島 通陽君 宮城タマヨ君
村上 義一君 田口政五郎君
岡田喜久治君 小野 光洋君
岡田喜久治君 島津 忠彦君
團 伊能君 横尾 龍君
池田宇右衛門君 寺尾 豊君
中川 以良君 遠山 丙市君
大野木秀次郎君 加藤常太郎君
西田 昌夫君
城 義臣君 堀 末治君
小林米三郎君 浅岡 信夫君
岡崎 眞一君 西川甚五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
黒田 英雄君 平沼彌太郎君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 小杉 繁安君
石原幹市郎君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
佐々木鹿蔵君 池田七郎兵衛君
尾形六郎兵衛君 入交 太蔵君
藤井 新一君 深水 六郎君
平岡 市三君 北村 一男君
藤森 眞治君 中川 幸平君
左藤 義詮君 西山 龜七君
橋本萬右衛門君 小林 勝馬君
竹中 七郎君 平野善治郎君
中井 光次君 重宗 雄三君
中井 光次君 小串 清一君
廣瀬與兵衛君 大隅 憲二君
山田 佐一君 門屋 盛一君
山田 佐一君 油井賢太郎君
林屋龜次郎君 木内キヤウ君
大隈 信幸君 仲子 隆君
深川榮左エ門君 深川タマエ君

櫻内 辰郎君	定達 良助君
小畑 哲夫君	藤枝 昭信君
島田 千壽君	吉田 法晴君
木内 四郎君	谷口彌三郎君
石川 一衛君	國井 淳一君
田中 利勝君	齋 武雄君
村尾 重雄君	塚本 重藏君
境野 清雄君	岩木 哲夫君
紅露 みつ君	前之園喜一郎君
大島農夫雄君	岩崎正三郎君
島 清君	山田 節男君
石川 準吉君	鈴木 順一君
木村三四郎君	淺井 一郎君
岡田 宗司君	天田 勝正君
吉川末次郎君	羽生 三七君
鬼丸 義齋君	内村 清次君
栗山 良夫君	下條 恭兵君
河野 正夫君	和田 博雄君
山下 義信君	板野 勝次君
細川 嘉六君	中野 重治君
岩間 正男君	兼右 傳一君
鈴木 清一君	水橋 藤作君
千葉 信君	木村八郎君
堀 風琴君	姫井 伊介君
椎井 康雄君	金子 洋文君
小泉 秀吉君	大野 幸一君
千田 正君	太田 敏兄君
藤田 芳雄君	羽仁 五郎君
伊藤 修君	森下 政一君
中平常太郎君	丹羽 五郎君
川上 嘉君	佐々木良作君
中村 正雄君	梅津 錦一君
若木 勝藏君	三好 始君
米倉 龍也君	三木 治朗君
波多野 鼎君	木下 源吾君
門田 定藏君	河崎 ナツ君
駒井 藤平君	小川 久義君
岩男 仁藏君	鈴木 憲一君
法務大臣 殖田 俊吉君	
大蔵大臣 池田 勇人君	
通商産業大臣	

郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣 鈴木 正文君
労働大臣 鈴木 秀次君
建設大臣 谷谷 孝義君
国務大臣 青木 義三君
国務大臣 樋貝 詮三君
国務大臣 本多 市郎君
国務大臣 増田甲子七君
国務大臣 山口喜久一郎君
政府委員

人事院總裁 淺井 一郎君
人事官 山下 興家君
人事院事務官 瀧本 忠男君
法制意見長官 佐藤 達夫君
大蔵事務官 森永貞一郎君
大臣官房長官 河野 一之君
(主計局長)

(第三十二号参照)
審査報告書
公団等の予算及び決算の暫定措置
に關する法律の一部を改正する法
律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十五年三月十七日
大蔵委員会理事 黒田 英雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
櫻内 辰郎 玉屋 喜章
伊藤 保平 木内 四郎
森下 政一 九鬼紋十郎
米倉 龍也 藤井 丙午
西川甚五郎
要領書
一、委員会の決定の理由
新たに設置を予定されている住
宅金融公庫及び商船管理委員会に

對し、公団等の予算及び決算の暫
定措置に關する法律を適用し、
且つ、公団等の支出負担行為又は
支拂の計画に關し承認の制度を設
けようとするものであつて、適當
な措置と認める。
二、事件の利害得失
公団等の予算の経理を適正なら
しめる利益がある。
三、費用
この法律の施行のために別に費
用を要しない。

審査報告書
アルコール専売事業特別会計から
一般会計への納付の特例に關する
法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十五年三月十七日
大蔵委員会理事 黒田 英雄
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
櫻内 辰郎 玉屋 喜章
木内 四郎 伊藤 保平
森下 政一 米倉 龍也
九鬼紋十郎 藤井 丙午
西川甚五郎
要領書
一、委員会の決定の理由
昭和二十五年年度において、アル
コール専売事業特別会計から一般
会計の歳入への納付につき特例を
定めようとするものであつて、適
当なものと認める。
二、事件の利害得失
アルコール専売事業特別会計の
合理適正化に資する利益がある。

三、費用
この法律の施行によつて、昭和
二十五年年度において、アルコー
ル専売事業特別会計から一般会計に
約一億四千三百万円を納付するこ
ととなる。
審査報告書
開拓者資金融通法の一部を改正す
る法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十五年三月十六日
農林委員長 橋見 義男
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
池田宇右衛門 羽生 三七
加賀 操 岡村文四郎
山崎 恒 赤澤 與仁
柴田 政次 門田 定藏
徳川 宗敬 藤野 繁雄
北村 一男
要領書
一、委員会の決定の理由
現行開拓者資金融通法に基く政
府貸付金の年賦償還金は、米価の
変動に応じてこれを増減すること
になつてゐるが、現状において
は、現行法の規定を適用すること
は、最近の開拓者の一般的経済状
態にも即応しない憾みがあるの
で、現行の規定を改め「経済情勢
が貸付當時に比し変動し、開拓者
の支拂能力が一般的に著しく増減
したときは、年賦償還金の増減
をなすこととする」とともに、行政
簡素化のため中央開拓審議會を廃
止せんとするもので、委員会は、
従来の開拓事業に対する批判、今
後の開拓事業のあり方、特に既入

在外公館等借入金整理準備審査会
法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十五年三月二十日
外務委員長 野田 俊作
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤源一郎 淺井 一郎
國 伊能 徳川 頼貞
要領書
一、委員会の決定の理由
在外公館等借入金整理準備審査
会法にもとづく借入金の確認請求
期間は同法施行後九十日間である
が、借入金を提供した者に対し、
その確認を請求すべきことを更に
周知せしめる必要があるため、こ
の期間を延長することは適當な措
置である。
二、事件の利害得失
借入金の確認請求期間を延長す
ることによつて請求権者に便宜を
與えることができる。
三、費用
本法施行のためには概算八百五
十万円を必要とする。

植者に對する対策の必要等、重要
懸案は別として、本法案それ自体
は適當なるものと認め全会一致を
もつて原案通りこれを可決すべき
ものと決定した。
二、事件の利害得失
米価の改訂せられた現状におい
て、現行法の規定をそのまま適用
することは著しく開拓者に打撃を
與えることになるが、本改正案の
実施により、その弊が除かれる。
三、費用
本法案の施行のためには直接経
費を要しない。

審査報告書
在外公館等借入金整理準備審査会
法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて、報告す
る。
昭和二十五年三月二十日
外務委員長 野田 俊作
参議院議長佐藤尚武殿

多数意見者署名
伊藤源一郎 淺井 一郎
國 伊能 徳川 頼貞
要領書
一、委員会の決定の理由
在外公館等借入金整理準備審査
会法にもとづく借入金の確認請求
期間は同法施行後九十日間である
が、借入金を提供した者に対し、
その確認を請求すべきことを更に
周知せしめる必要があるため、こ
の期間を延長することは適當な措
置である。
二、事件の利害得失
借入金の確認請求期間を延長す
ることによつて請求権者に便宜を
與えることができる。
三、費用
本法施行のためには概算八百五
十万円を必要とする。

一、委員会の決定の理由
新たに設置を予定されている住
宅金融公庫及び商船管理委員会に

定価 一部 六円五十銭
送料 実費
所行 発
東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一 印刷 庁
振替東京一九〇〇〇 官報課